

## 訪問看護医療 DX 情報活用加算等に伴う ウェブサイト掲示について

2024年の診療報酬改定に伴い、弊社の訪問看護事業所では、「地方厚生局長に届けた訪問看護ステーションの看護師等（准看護師除く）が、オンライン資格確認により利用者の診療情報や薬剤情報を取得・活用して、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供する」こととなりました。なお、これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた以下の額を所定額に加算させていただきます。

（新）訪問看護医療 DX 情報活用加算 50円/月

これに関する施設基準は次のとおりです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っている。
2. マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えている。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、それを活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に提示している。
4. 3の掲示事項について、ウェブサイトにも掲載している。

2025年3月吉日  
麻生介護サービス株式会社